

第113期定時株主総会招集ご通知
(電子提供措置事項のうち交付書面省略事項)

会 計 監 査 人 の 状 況
業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の
体 制 お よ び 当 該 体 制 の 運 用 状 況
株 式 会 社 の 支 配 に 関 す る 基 本 方 針
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

エスビー食品株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ふじみ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	48	百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48	

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の前事業年度の監査実績および当事業年度の監査計画を確認のうえ、報酬見積もりの算出根拠およびその妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号にある解任事由に当たると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の独立性、職務執行状況等を総合的に評価し、変更の必要があると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則の規定に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を以下のとおりといたしております。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合するための体制

当社は、企業倫理、法令遵守および企業の社会的責任の観点から、「企業理念」、「ビジョン」および「行動規範」を精神的支柱とし、これらを全役職員に周知徹底させることが重要であると認識している。内部統制システムの構築においては、「企業理念」「ビジョン」等を念頭に、事業経営の有効性と効率性を高め、財務報告の信頼性を確保し、事業経営に関わる法令や定款および企業倫理の遵守を促し、また企業財産の保全が図られる企業体制を作ることとする。

取締役会は、『経営判断の原則』（ビジネス・ジャッジメント・ルール）に従って、会社経営の重要事項を審議・決定し、決定事項を執行役員に執行させて、常時その執行状況の報告を受ける体制を確保する。

また、企業風土として本来有する自律的チェック機能の醸成を促すため、各部門の有する自律的チェック機能と部門間の相互牽制機能を働かせることが可能な組織体制を構築する。執行部門と独立した組織として設置した内部監査部門は、監査等委員会からの指示等を踏まえ、これらの機能を補完し、さらに全社横断的なチェック機能を担うものとし、内部統制システムの強化と内部監査体制の充実を図るとともに、必要な事項を取締役会、代表取締役および監査等委員会に適宜報告するものとする。

さらに、取締役会は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備に留意するものとする。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書・情報については、「会社情報取扱規程」、「情報セキュリティ管理規程」およびその他規程等に基づき、保存管理する。また、取締役会、執行役員会などの主要な会議体の議事録および付議事項に係る各種の資料等は機密情報として高度なセキュリティを設定したうえで閲覧できる者を限定して保存管理することで、情報の利用と管理の徹底を図るものとする。

文書・情報等の保存管理体制については、情報統括担当役員のもとで一層の実効性確保に努めるとともに、必要に応じて各規程類の見直しを行う。また、内部監査部門は、適切に実施されているかについて、定期的に検証し、その結果を取締役会に報告するものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関しては、会社経営に重要な影響を及ぼすおそれのあるリスクの回避または軽減を図るため、「リスクマネジメント基本規程」を制定する。また、リスクに対応する各種マニュアルを作成し、全役職員に周知徹底する。

取締役会のもとにリスクマネジメント委員会を設置し、リスクの統括的な管理を行うものとする。全社的な対応が必要なリスクについては、リスクの種類に応じて設置された専門部会が、部門における固有のリスクについては、各部門が主体的にリスク対策を実施する。

緊急事態が発生した場合には、対策本部を設置し、社長他担当役員が対策本部長に就任し、対策本部長のもと関係部門が一体となり対処するものとする。

また、内部監査部門は、財務情報の適正性を監査するとともに、リスクマネジメント体制の整備・運用状況の監査を実施する。そして、その結果の報告と必要あれば適宜リスクマネジメント委員会と連携し、改善・是正に関する提言を取締役会に行い、併せて当該監査の結果および取締役会への提言の内容を監査等委員会に報告する。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

「経営の意思決定および監督機能」と「業務執行機能」を分離し、「経営の意思決定および監督機能」は取締役会が担い、「業務執行機能」は執行役員が担う、執行役員制度を導入しており、これにより、経営および業務執行に関わる意思決定と業務執行のスピードアップを図るとともに、監督機能を強化し、各々の権限と責任を明確にする。

取締役会は、経営における基本戦略を策定し、法令で定められた重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督に専念する。また、職務権限や業務分掌に関わる規程等の整備充実を図り、経営および執行両面における効率性の確保と内部統制の充実に努める。

経営執行会議は、取締役会より委任された重要な業務執行を検討・審議し決定するとともに、取締役会の意思決定機能に資する役割を担うものとする。

執行役員は、代表取締役社長または代表取締役社長の指名を受けた役付執行役員を議長とする執行役員会を組織し、取締役会および経営執行会議決定事項の伝達・周知、執行戦略の決定および執行役員相互間の連絡・調整等を行うものとする。

なお、取締役等の指名・報酬等に関する事項に関しては、透明性・客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置し、同委員会で審議した結果を取締役に答申する。

⑤ 使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「行動規範」の詳細を定めた「社員行動基準」を全役職員に周知徹底、遵守させ、全社的なコンプライアンス意識の向上を図るものとする。

万一、法令違反行為や企業倫理に反する行為などの不正行為が生じた場合に備え、これをいち早く把握するとともに企業内部で是正を図っていくために、内部通報制度を整備・浸透させ、企業の自浄作用を働かせる仕組みを構築する。

また、法令上および企業倫理上の問題に対しては、リスクマネジメント委員会の専門部会として設置したコンプライアンス部会による啓発活動や、必要に応じて顧問弁護士などの外部専門家からアドバイスおよび指導を受け、常に適法性をチェックする体制の構築などにより、コンプライアンスを重視した経営に努めるものとする。

反社会的勢力に対しては、社会的な秩序を尊重し、必要な場合には法的措置を前提として、屈することなく毅然とした態度で対応する。

⑥ 当社および当社の子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」といいます。）における業務の適正を確保するための体制

当社グループの発展を期するために定めた「関係会社管理規程」に基づき、子会社の重要事項については、当社に承認を求めるとともに、一定の職務執行状況については、当社への報告を求めるものとする。また、内部監査部門は子会社の内部監査を実施するとともに、その結果を取締役に報告するものとする。

当社グループ経営の効率的な運用を目的として、当社のグループ企業管理担当部門は、子会社に対する業務指導等を実施するとともに、当社グループ内の取引において、通例的でない取引が行われない体制の構築を図るものとする。

当社の「企業理念」、「ビジョン」や「行動規範」、また、内部通報制度を当社グループで共有するものとし、継続的なIT環境の整備を進めるなかで、これらを当社グループの全役職員に広く浸透させていくことで、グループ経営をさらに推進するものとする。

当社の子会社のリスク管理に関しては、当社の取締役および執行役員が、取締役会から委嘱された職務に従って、当社と同等のリスク管理体制を構築するよう指導する。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助するために監査等委員会スタッフを配置するものとする。
- ⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当該株式会社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
監査等委員会スタッフの人事異動および人事評価は監査等委員会の同意を要するものとする。
- ⑨ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会スタッフが監査等委員会の職務を補助する業務を執行する際には監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
- ⑩ 監査等委員会への報告に関する体制
当社の取締役および使用人は、経営や事業の状況等について定期的に監査等委員会へ報告するものとする。
当社グループの取締役、監査役および使用人は、職務執行に関する不正行為および法定や定款に違反する重要な事実を発見した場合、ならびに会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事象が発生した場合、速やかに監査等委員会へ報告するものとする。
取締役会は、監査等委員である取締役が重要な会議へ出席することや重要な決裁書類を閲覧することができるなどの体制を整備するものとする。
子会社に関しては、内部監査部門が子会社の内部監査の状況を監査等委員会に報告するとともに、子会社の監査役が監査等委員会に報告する体制を整備するものとする。
- ⑪ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの取締役、監査役および使用人が、監査等委員会へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、内部通報に関する規程に定められた不利益取扱いの禁止に関する規定を準用する。
- ⑫ 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）
について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用は、毎年、一定の予算を設けるものとする。また、緊急または臨時に支出した費用について、監査等委員である取締役から償還の請求があった場合は、職務の執行について生ずる費用と認められないものを除き、処理するものとする。

⑬ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役および会計監査人は、相互の理解を深め、意見交換が出来るような会合を持つものとする。

内部監査部門は、監査等委員会へ内部統制システムの運用状況および内部監査の結果を報告するとともに、その他情報の共有化を図るものとする。また、内部監査部門長の人事異動は監査等委員会の同意を要するものとする。

監査等委員会が監査にあたり外部専門家の活用が必要と判断したときは、その体制確保に努めるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 取締役の職務の執行に関する事項

- ・取締役会等の権限と責任を明確にしており、経営および業務執行に関わる意思決定と業務執行のスピードアップに努めております。
- ・取締役会を12回、経営執行会議を13回開催し、重要事項の検討および審議をするとともに、中期経営課題に対する議論を深め、執行役員会への取締役会決定事項の伝達と周知を行いました。
- ・内部監査室は、主要な会議体等に関する機密情報の管理について監査を行い、適切に管理されていることを確認しました。
- ・取締役会の実効性については、アンケート形式による評価を行い、その結果を踏まえコーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、議論の活性化に取り組むことなどにより実効性の向上に努めてまいりました。
- ・取締役会の諮問機関である指名諮問委員会および報酬諮問委員会は、取締役の指名等について、透明性および客観性のある審議を行い適宜答申を行いました。

② 損失の危険の管理に関する事項

- ・全社共通のリスクと部門のリスクを統括するリスクマネジメント委員会において、当社グループのリスクマネジメント体制の適切な運営を図ることで、平時よりリスク管理の徹底に努めております。
- ・危機発生時に事業への影響を最小限にとどめ、また、速やかに企業活動を回復できるよう、品質保証リスクに備えた訓練や災害に備えた訓練、さまざまな状況を想定した危機管理訓練など、複数の対応訓練を実施するとともに、定期的な情報発信などの啓発活動を適宜実施しました。

- ・適切な情報管理の徹底のため、情報管理に関する啓発活動を定期的にも実施するとともに、サイバーテロ対策として当社グループ全従業員を対象とした標的型メール攻撃に対する訓練を実施しました。

③ コンプライアンス体制に関する事項

- ・精神的支柱である「企業理念」、「ビジョン」や「行動規範」および規程につきましては、社内に公開し、常に見ることができる状態とすることで周知徹底を図っております。
- ・「社員行動基準」につきましては、海外事業に関係する役職員に対して各国の法規・法令等に則ったハラスメント等のリスクに関する教育を実施するなど、全役職員のコンプライアンスに対する更なる意識向上を目的として、引き続き啓発活動を行いました。
- ・当社グループ役職員のコンプライアンス意識を定量評価するため、「コンプライアンス意識調査」を実施しました。
- ・「内部通報制度」につきましては、不正やリスクの早期発見、未然防止に向けた運用が適切に行われるよう、引き続き啓発活動と周知を行いました。

④ 企業集団に関する事項

- ・「企業理念」、「ビジョン」や「行動規範」を当社グループに浸透させるため、当社事業を通じた社会課題への取組み等に関して、更なる周知に努めました。
- ・「関係会社管理規程」に基づき、子会社の適正な運営がなされるよう、担当部門と子会社役職員との連携を強化し、情報の共有化と適切な指導を行いました。
- ・監査体制につきましては、当社の監査等委員および主要な子会社の監査役が、グループ企業担当部門と連絡会を1回開催し、監査の実効性の確保に努めるとともに、内部監査室は子会社7社への監査を実施し、業務の適正性確保に努めました。

⑤ 監査等委員会に関する事項

- ・監査等委員会は、取締役および使用人から報告を受けるとともに、監査等委員である取締役の取締役会その他重要な会議への出席および議事録や稟議書の閲覧などにより、必要かつ十分な情報を得ております。
- ・監査等委員会は、代表取締役および会計監査人と、それぞれ定期的な会議を実施しております。また、内部監査室から内部監査の結果について報告を受けております。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合において、その買付けに応じるか否かのご判断については、最終的には株主の皆様にご委ねられるべきものと考えております。また、経営支配権の異動に伴う企業価値向上の可能性についても、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、大規模買付行為のなかには、その目的等から判断して、企業価値または株主共同の利益を損なうおそれがあるものも少なくありません。

当社の企業価値または株主共同の利益は、創業の理念や企業理念、ビジョンに基づく企業活動とそれを可能ならしめる経営体制や企業文化・組織風土等が一体となって、すべてのステークホルダーのご理解やご協力といった基盤の上で形付けられるものであります。このような当社の企業価値を構成するさまざまな要素への理解なくして、当社の企業価値または株主共同の利益が維持されることは困難であると考えております。

当社は、当社株式の適切な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただけるよう、適時・適切な情報開示に努めておりますが、突然に大規模買付行為がなされる場合には、株主の皆様が当社株式の継続保有を検討するうえで、かかる買付行為が当社に与える影響や大規模買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画、各ステークホルダーとの関係についての考え方、さらに、当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等の情報は、株主の皆様にとって重要な判断材料になるものと考えております。また、大規模買付者の提示する当社株式の買付価格が妥当なものであるかを比較的短期間のうちに判断をする株主の皆様にとっては、大規模買付者および当社の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが重要と考えております。

こうした考え方のもと、当社は、株主の皆様が当社株式の大規模買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただく機会を提供し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、および当社の企業価値または株主共同の利益に反するような大規模買付行為を抑止するため、一定の場合には企業価値または株主共同の利益を守るために必要かつ相応な措置をとることが、株主の皆様から経営を付託される当社取締役会の当然の責務であると考えております。

(2) 基本方針実現のための取組み

① 基本方針の実現に資する特別な取組み（企業価値向上のための取組み）

グローバル化・デジタル化といった社会環境の変化が進むなかで、個人の嗜好や価値観、生活様式も多種多様となり、食に対するニーズは複雑化・高度化が進むものと想定されます。一方で、気候変動やそれに起因する食料危機、短期的な利益追求による資源枯渇や廃棄物の増加といった社会課題に対しては、一刻も早い対処が必要な状況にあります。

当社グループは、香辛料のトップメーカーとして培ってきた技術力と開発力を活かし、コアコンピタンスである「地の恵み スパイス&ハーブ」を常に進化させるとともに、お客様視点での研究開発や製品開発、マーケティング活動の強化により、さまざまなニーズの変化に対応してまいります。そして、これら食の進化・発展を追求するだけでなく、環境負荷の低減や社会・環境・人権に配慮した原材料調達および製品供給を通じ、社会課題の解決に取り組んでまいります。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記(1)に記載の基本方針に基づき、当社の企業価値または株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、単に「対応策」といいます。）を導入しております。

対応策は、大規模買付者に遵守いただくべきルールと、大規模買付行為が行われた場合に当社が講じる対抗措置の手続きおよび内容を定めており、その具体的な対抗措置につきましては、当社の企業価値または株主共同の利益を守るため、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当てを行うものであります。

なお、現在の対応策（以下、「本プラン」といいます。）は、2023年6月29日開催の第110期定時株主総会における関連議案の承認可決をもって更新したものであります。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページをご覧ください。

（URL <https://www.sbfoods.co.jp/company/ir/plan.html>）

(3) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値または株主共同の利益を持続的に向上させるために策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものであります。

従って、これらの各施策は、基本方針に従い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

本プランは、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断する、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提示するために必要な時間や情報を確保するとともに、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値または株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは、以下の理由により、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ・経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しており、また、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。
- ・2023年6月29日開催の第110期定時株主総会における、大規模買付ルールを遵守しない場合の対抗措置としての新株予約権無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案の承認可決をもって本プランに更新しております。
- ・大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合で、当社取締役会が、当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものであると判断し、かつ、対抗措置の発動が必要であると判断した場合は、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かの判断を株主の皆様に行っていただくために、株主総会を開催するものとしております。
- ・当社取締役会により、いつでも廃止することができることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年であるため、スローハンド型買収防衛策（取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策）ではありません。

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	1,744	5,336	68,386	△3,963	71,504
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,099		△1,099
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,409		8,409
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		8		10	19
土地再評価差額金の取崩			0		0
連結範囲の変動		1,890	650		2,540
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	1,898	7,960	9	9,868
当 期 末 残 高	1,744	7,235	76,347	△3,954	81,372

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	7,414	766	369	213	8,763	80,267
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,099
親会社株主に帰属する 当期純利益						8,409
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						19
土地再評価差額金の取崩						0
連結範囲の変動						2,540
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	3,928	△0	187	△2	4,114	4,114
当 期 変 動 額 合 計	3,928	△0	187	△2	4,114	13,982
当 期 末 残 高	11,342	766	557	211	12,878	94,250

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数…………… 8社
- (2) 主要な連結子会社の名称……………エスピーガーリック食品(株)
エスピースパイス工業(株)
(株)エスピー興産
(株)エスピーサンキョーフーズ
(株)大伸
峯栄興業(株)
S&B INTERNATIONAL CORPORATION
S&B FOODS SINGAPORE PTE.LTD.

当連結会計年度より、前連結会計年度まで非連結子会社であった峯栄興業株式会社につきまして、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

- (3) 主要な非連結子会社の名称……………S&B SPICE CANADA INC.
S&B Foods (Thailand) Co., Ltd.

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社……………該当事項はありません。
- (2) 持分法を適用していない主要な非連結子会社及び関連会社の名称
……………S&B SPICE CANADA INC.
S&B Foods (Thailand) Co., Ltd.

これらの会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

……………当社および国内連結子会社は定率法によっております。また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。

ただし、当社および国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………当連結会計年度末に保有する債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社および連結子会社（以下、当社グループといたします。）は主に各種香辛料、即席カレー、チューブ製品、レトルトカレー等の販売から収益を稼得しております。

顧客との販売契約において、受注した製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製品の引渡時であることから、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、当該収益は、契約に定める価格から値引きおよびリベート等の見積りを控除した金額で算定しており、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスクを回避するため、外貨建金銭債権債務について為替予約取引を行っており、振当処理の要件を満たす為替予約取引については、振当処理を採用しております。

また、金利変動リスクを回避するため、借入金について金利スワップ取引を行っており、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却は、子会社の実態に基づいて20年以内の適切な償却期間で均等償却しております。

[会計上の見積りに関する注記]

1. 関係会社株式の評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
(単位：百万円)

	当連結会計年度
関係会社株式	992

※投資有価証券計上額に含む

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは関係会社株式について、市場価格のない株式等であるため、取得原価をもって連結貸借対照表価額としております。今後、当該関係会社の財政状態の悪化や経営破綻等により、株式の実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き評価損を計上し、当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
(単位：百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	964

(繰延税金負債との相殺前の金額は3,850百万円であります)

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは繰延税金資産について、中期経営計画に基づいた事業計画等を前提として、回収可能性を検討し計上を行っております。当該見積りは、将来の不確実な経済情勢および経営状況による事業計画の重要な未達等により、その回収可能性の判断に変更が生じた場合には、繰延税金資産の計上額が変動し、当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、税率の変更を伴う税制の改正等があった場合には、法定実効税率の変動による繰延税金資産の増減が生じ、当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 62,153百万円

2. 土地の再評価

当社は「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

再評価の方法……………「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号および第4号に定める方法により算出しております。

再評価を行った年月日……………2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額…………… △236百万円

[連結損益計算書に関する注記]

減損損失

当社グループは、継続的に収支の把握がなされている単位を基礎として資産のグルーピングを行っております。

現在の事業環境および将来の収益見込み等を勘案した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回っている当社グループが保有する固定資産に関し、減損損失128百万円を計上しております。

また、当社グループが保有する固定資産について、地価の継続的な下落等により回収可能価額が帳簿価額を下回っている遊休資産に関し、減損損失1百万円を計上しております。その内訳は、以下のとおりであります。

用	途	場	所	種	類	減	損	損	失			
工	場	長	野	県	上	田	市	他	建物及び構築物	74百万円		
									機械装置及び運搬具	18百万円		
									土地	34百万円		
遊	休	資	産	そ	の	他	4	件	土	地	等	1百万円
合									計	129百万円		

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については路線価等、その他の資産については処分見込価額から処分費用見込額を控除した額により評価しております。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	27,244	－	－	27,244
合計	27,244	－	－	27,244

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月23日 取締役会	普通株式	519	43	2025年3月31日	2025年6月11日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	580	24	2025年9月30日	2025年12月1日

(注) 2025年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合とする株式分割を実施いたしました。基準日が2025年3月31日の1株当たり配当額は、当該株式分割前の実際の配当金の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年 5月22日 取締役会	普通株式	628	利益剰余金	26	2026年3月31日	2026年6月9日

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、スパイスとハーブを核とした製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を主に金融機関からの借入れにより調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を金融機関からの借入れにより調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとの回収期日管理および滞留残高管理を行うことにより、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部は外貨建ての営業債務とネットしてヘッジしております。投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、関係会社等に対し貸付を行っており、貸付の執行・管理については社内規程に従い、決裁を得て行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約取引等を利用してヘッジしております。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に営業取引や設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、金利スワップ取引を利用してヘッジしております。社債は、主に営業取引や設備投資にかかる資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、為替予約取引および金利スワップ取引ともに、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなため、有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については取引権限を定めた社内規定に従い、決裁を得て行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用度の高い金融機関を契約相手としておりますので、当該取引に信用リスクはないと判断しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券(※2)			
その他有価証券	19,382	19,382	—
(2) 長期貸付金	729		
貸倒引当金	—		
	729	729	—
資 産 計	20,112	20,112	—
(1) 社 債	2,000	1,926	△73
(2) 長期借入金	12,023	11,486	△537
負 債 計	14,023	13,413	△610

(※1) 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」および「未払金」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度
非 上 場 株 式	1,278

(注) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額並びに有利子負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年 以 内	1 年 超 5 年 以 内	5 年 超 1 0 年 以 内	1 0 年 超
現 金 及 び 預 金	30,313	—	—	—
電 子 記 録 債 権	47	—	—	—
売 掛 金	30,526	—	—	—
長 期 貸 付 金	—	729	—	—
合 計	60,888	729	—	—
短 期 借 入 金	5,530	—	—	—
社 債	—	2,000	—	—
長 期 借 入 金	3,258	11,157	866	—
合 計	8,788	13,157	866	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	
投資有価証券 その他有価証券 株 式	19,382	—	—	19,382
資 産 計	19,382	—	—	19,382

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	
長期貸付金	—	729	—	729
資 産 計	—	729	—	729
社 債	—	1,926	—	1,926
長期借入金	—	11,486	—	11,486
負 債 計	—	13,413	—	13,413

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金は主に変動金利によるものであります。変動金利は一定期間ごとに金利が更改されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。また、貸倒懸念債権については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結貸借対照表計上額から現在の貸倒見積高を控除した金額にほぼ等しいことから、当該価額をもって時価としております。

社債

当社グループの発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利による長期借入金は金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、国債金利等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

[賃貸等不動産に関する注記]

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[収益認識に関する注記]

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報 告 セ グ メ ン ト		
	国 内 事 業	海 外 事 業	計
売 上 高			
一時点で移転される財	115,395	13,626	129,022
一定の期間にわたり移転される財	－	－	－
顧客との契約から生じる収益	115,395	13,626	129,022
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	115,395	13,626	129,022

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」 「4. 会計方針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	28,907
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	30,574
契約負債（期首残高）	23
契約負債（期末残高）	46

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

[1 株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	3,898円56銭
2. 1株当たり当期純利益金額	347円90銭
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
親会社株主に帰属する当期純利益金額	8,409百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額	8,409百万円
普通株式の期中平均株式数	24,173千株

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	83,311
現金及び預金	19,708
電子記録債権	47
売掛金	31,150
商品及び製品	10,166
仕掛品	5,075
原材料及び貯蔵品	15,731
前払費用	723
その他	707
貸倒引当金	△0
固定資産	50,734
有形固定資産	25,283
建物	12,382
構築物	601
機械及び装置	4,176
車両運搬具	47
工具、器具及び備品	1,109
土地	6,563
リース資産	202
建設仮勘定	200
無形固定資産	548
ソフトウェア	482
その他	66
投資その他の資産	24,902
投資有価証券	19,296
関係会社株式	1,776
出資金	77
長期貸付金	729
前払年金費用	176
長期保険掛金	2,574
その他	289
貸倒引当金	△18
資産合計	134,046

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	33,227
買掛金	10,985
短期借入金	3,370
1年内返済予定の長期借入金	1,982
リース債務	91
未払金	12,252
未払費用	634
未払法人税等	2,369
預り金	71
賞与引当金	1,413
資産除去債務	6
その他	48
固定負債	18,826
社債	2,000
長期借入金	7,947
リース債務	139
繰延税金負債	2,625
再評価に係る繰延税金負債	1,112
退職給付引当金	4,834
資産除去債務	125
その他	41
負債合計	52,053
純資産の部	
株主資本	70,063
資本金	1,744
資本剰余金	5,351
資本準備金	5,343
その他資本剰余金	8
利益剰余金	66,922
利益準備金	436
その他利益剰余金	66,486
厚生施設積立金	700
固定資産圧縮積立金	77
別途積立金	16,318
繰越利益剰余金	49,390
自己株式	△3,954
評価・換算差額等	11,929
その他有価証券評価差額金	11,163
土地再評価差額金	766
純資産合計	81,993
負債純資産合計	134,046

損益計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		125,772
売上原価		93,027
売上総利益		32,745
販売費及び一般管理費		24,625
営業利益		8,120
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	472	
不動産賃貸料	43	
為替差益	279	
その他	146	949
営業外費用		
支払利息	323	
支払手数料	134	
その他	5	463
経常利益		8,605
特別利益		
投資有価証券売却益	483	
受取補償金	604	
その他	35	1,123
特別損失		
固定資産除却損	34	
減損損失	57	
投資有価証券評価損	35	
製品回収関連費用	99	
その他	18	245
税引前当期純利益		9,483
法人税、住民税及び事業税	2,811	
法人税等調整額	△200	
当期純利益		6,872

株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計 合
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	その他利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金		厚生施設積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,744	5,343	0	436	700	81	16,318	43,614	△3,963	64,273
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩							△3	3		-
剰余金の配当								△1,099		△1,099
当期純利益								6,872		6,872
自己株式の取得									△1	△1
自己株式の処分			8						10	19
土地再評価差額金の取崩								0		0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	8	-	-	△3	-	5,776	9	5,790
当期末残高	1,744	5,343	8	436	700	77	16,318	49,390	△3,954	70,063

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	
当期首残高	7,296	766	72,335
当期変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩			-
剰余金の配当			△1,099
当期純利益			6,872
自己株式の取得			△1
自己株式の処分			19
土地再評価差額金の取崩			0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,866	△0	3,866
当期変動額合計	3,866	△0	9,657
当期末残高	11,163	766	81,993

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）によっております。
- (2) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法によっております。
- (3) その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
市場価格のない株式等
主として移動平均法による原価法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
……………定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
……………定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………当事業年度末に保有する債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金（前払年金費用）……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に各種香辛料、即席カレー、チューブ製品、レトルトカレー等の販売から収益を稼得しております。

顧客との販売契約において、受注した製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製品の引渡時であることから、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、当該収益は、契約に定める価格から値引きおよびリベート等の見積りを控除した金額で算定しており、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

6. ヘッジ会計の方法

為替変動リスクを回避するため、外貨建金銭債権債務について為替予約取引を行っており、振当処理の要件を満たす為替予約取引については、振当処理を採用しております。

また、金利変動リスクを回避するため、借入金について金利スワップ取引を行っており、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

7. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

[会計上の見積りに関する注記]

1. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当 事 業 年 度
関 係 会 社 株 式	1,776

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は関係会社株式について、市場価格のない株式等であるため、取得原価をもって貸借対照表価額としております。今後、当該関係会社の財政状態の悪化や経営破綻等により、株式の実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き評価損を計上し、当社の業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当 事 業 年 度
繰 延 税 金 資 産	—

(繰延税金負債との相殺前の金額は2,532百万円であります)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は繰延税金資産について、中期経営計画に基づいた事業計画等を前提として、回収可能性を検討し計上を行っております。当該見積りは、将来の不確実な経済情勢および経営状況による事業計画の重要な未達等により、その回収可能性の判断に変更が生じた場合には、繰延税金資産の計上額が変動し、当社の業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、税率の変更を伴う税制の改正等があった場合には、法定実効税率の変動による繰延税金資産の増減が生じ、当社の業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,508百万円
長期金銭債権	729百万円
短期金銭債務	6,649百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 41,042百万円

3. 有形固定資産の圧縮記帳

取得価額より控除した国庫補助金等の圧縮記帳額は、2百万円であります。

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布 法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布 法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

再評価の方法……………「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第3号および第4号に定める方法により算出しております。

再評価を行った年月日……………2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額…………… △236百万円

5. 保証債務

事業年度末において銀行借入等に対する保証債務は次のとおりであります。

(株)エスビーサンキョーフーズ	2,794百万円
エスビーガーリック食品(株)	534百万円
合 計	3,328百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

売上高	7,924百万円
仕入高、外注加工費他	43,682百万円
営業取引以外の取引高	68百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	3,076	0	8	3,068
合計	3,076	0	8	3,068

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

普通株式の自己株式の株式数の減少8千株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	445百万円
未払金	266百万円
退職給付引当金	1,522百万円
ゴルフ会員権評価損	55百万円
その他	368百万円

繰延税金資産小計 2,658百万円

評価性引当額 △125百万円

繰延税金資産合計 2,532百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額	5,060百万円
固定資産圧縮積立金	35百万円
前払年金費用	55百万円
その他	5百万円

繰延税金負債合計 5,157百万円

繰延税金負債の純額 2,625百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)エスピー興産	東京都中央区	50	卸売業	(所有)直接 100%	原材料を当社に納入役員の兼任	原材料の購入(注)1	36,114	買掛金	5,892
	(株)エスピーサンキョーフーズ	静岡県焼津市	10	食料品製造業	(所有)直接 100%	商品を当社に納入債務保証役員の兼任	債務保証(注)2	2,794	-	-

1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件および取引条件の決定方針等
 - (注) 1. 市場価格等を勘案し、価格交渉のうえで取引条件を決定しております。
 2. (株)エスピーサンキョーフーズの銀行借入等に対し、債務保証を行っております。

[収益認識に関する注記]

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表〔収益認識に関する注記〕」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 3,391円55銭
2. 1株当たり当期純利益金額 284円31銭
 - 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益金額	6,872百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純利益金額	6,872百万円
普通株式の期中平均株式数	24,173千株

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。